

■福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）に関する県民意見

ご意見の概要	対応
<p>○ 復興祈念公園は、東日本大震災と東京電力第一原子力発電所の事故により、他県の地震津波の災害との違いを明確にし、原発事故の恐ろしさを全面に出した計画となるようにして、後世に残す事が大切です。</p> <p>○ 今回の原発事故は人的災害であり、この事実を後世に残すことが大切である。</p>	<p>○ 災害の事実を後世に残すことについて、提言書では、公園のあり方として、「複合災害の記録と教訓を後世に伝える施設として別途検討を進めているアーカイブ拠点施設と連携を図りながら、広く世界と共有する場としていくことが期待される。」と記載しておりますので、ご理解下さい。</p>
<p>○ 復興祈念公園が完成した場合、誰がどの程度訪ねて来るのか。</p>	<p>○ 復興祈念公園に誰がどの程度訪ねてくるのかについては、公園周辺の復興まちづくり計画と併せて、今後検討を進めていく予定です。</p>
<p>○ 収束していない原発の今後の変化やトラブルに対する解決策を具体的に計画してほしい。 トラブル対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最適な原発の廃炉手順で収束に向けて行う行動の確認</li> <li>・非常時の伝達方法の確立</li> <li>・避難道路の確保「JR・高速・国道・地方道・すべての拡幅・拡大」</li> </ul>	<p>○ 収束していない原発の今後の変化やトラブルに対する解決策については、本公園計画とは別に整理しているところであり、提言書の内容に直接関わることはありませんが、危機管理担当部局等に確認したところ、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び東京電力株式会社が行う廃炉に向けた取組については、専門家等で構成する「廃炉安全監視協議会」の立入調査や現地駐在員による現地確認等により監視を行っているところです。</li> <li>・新たな原子力災害への対応については、引き続き、体制強化を図ってまいります。</li> </ul>
<p>○ 事故の風化防止・地域の伝説などの継承「心の復旧」について、これからの浪江町の姿を想像すると、以前の浪江町の文化・伝統・伝説などは自然消滅が危惧される。浪江の語り部が一時帰宅時に浪江の昔話を持ち出したものを、ボランティアの方が紙芝居にし、仮設住宅で上演して頂いたのをきっかけに結成した「浪江まち物語つたえ隊」が所持している紙芝居やアニメーションを復興祈念公園の一部分で保管・上映できるスペースを設ける。</p>	<p>○ ご提案の内容に関連して、提言書では、公園のあり方として、「ふくしまを愛し心を寄せる国内外の人々が集い、交流する場となって、ふくしまの自然、歴史、伝統文化等、ふくしまの魅力を共有することにより、未来に向けたふくしまへの想いを育む場となることが期待される」と記載しております。</p> <p>○ なお、ご提案の内容については、今後、公園の詳細な検討を進めていく中で参考とさせていただきます。</p>

<p>○ 故郷へ戻ることの出来ない人々へ残せるものは、故郷の思い出「伝統芸能・民話」であり、心の復興の一助となるものが必要である。</p>	<p>○ 故郷へ戻る事が出来ない人々に対して、提言書では、公園のあり方として、「本公園整備を通じ、心ならずも故郷から離れた地で避難生活を続けている方々が、思い出深い風景・自然などを感じ、生まれ育った故郷の記憶を想起し、緑や花に囲まれた中で心の安らぎを取り戻すことにより、ふくしまと心の中で繋がり、心の拠り所となることが期待される。」と記載しておりますので、ご理解下さい。</p>
<p>○ 追悼と鎮魂には「怒り」を含めてはならない。含めるべきは「反省」ではないのか。</p>	<p>○ 「怒り」については、公園のあり方として、追悼や鎮魂に含めたものではなく、提言書の「前文」で、「多くの人々は、これまで安全であると信じていた原子力発電所で起きた事故により、突然、すべてが変えられてしまったことへの怒りと悲しみの日々が続くこととなった。」と、あくまで当時の状況を記載しているものでありますので、ご理解下さい。</p>
<p>○ 公園全体に占める追悼と鎮魂の割合（エリア）が不明確。</p>	<p>○ 追悼と鎮魂を含め、公園施設の配置計画については、今後検討を進めていく予定です。</p>
<p>○ 失ったものは命だけではなく、繋いできた歴史と描いてきた未来も失われ、それがトラウマとなり、復興と帰還への足かせとなり、希望と喪失の混濁を生んでいる。</p>	<p>○ ご意見として伺います。</p>
<p>○ アーカイブ拠点施設は伝承性を持たせた施設と思われるが、悲痛な思いと向き合うことのできる人たちだけでは無いことを配慮してほしい。</p>	<p>○ アーカイブ拠点施設について、提言書では、公園のあり方として、「複合災害の記録と教訓を後生に伝える施設として別途検討を進めているアーカイブ拠点施設と連携を図りながら、広く世界と共有する場としていくことが期待される。」と記載しているところであります。</p> <p>○ ただし、アーカイブ拠点施設の内容については、本公園計画とは別に整理しているところであり、提言書内容に直接関わることはありませんが、アーカイブ拠点施設担当部局等に確認したところ、本年度、基本構想策定等を進めており、検討にあたってご意見を参考にさせていただくとのことあります。</p>

<p>○ 未来へ向けた公園であることを強く意識してほしい。</p>	<p>○ 未来へ向けた公園について、提言書では、「終わりに」で、「本公園とともに、世界のモデルとなる地域を築き上げ、ふくしまの新しい姿やその軌跡を発信していくことが期待される。」と記載しておりますので、ご理解下さい。</p>
<p>○ マリーンハウスふたばや請戸小学校は、施設本体の強度、特に基礎の安全性・安定性をきちんと調査してから利用を検討した方がよいと思う。結果によっては、撤去もやむを得ないかもしれないので注意してほしい。</p>	<p>○ ご意見については、マリーンハウスふたばや請戸小学校の施設を管理する双葉町や浪江町へそれぞれ伝えることとします。</p>
<p>○ 防災・減災施設としての公園であれば、震災以上の揺れや津波を想定しなければ心の底から安心とは言い難いし、津波のエネルギーを吸収・分散させる構造や配置についても考慮すべき。</p>	<p>○ 地震や津波への対応については、今後、公園の詳細な検討を進めていく中で参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 風景を壊してきたテトラポッドの効果を検証していない。</p>	<p>○ テトラポッド(消波堤)は、本公園計画とは別の施設であり、提言書の内容に直接関わることはありませんが、海岸保全施設担当部局に確認したところ、テトラポッド(消波堤)については、海岸侵食の防止、軽減及び海岸の安定化を図ることを目的として汀線(ていせん)近傍に汀線と平行に設置される海岸保全施設であり、消波堤設置により汀線を維持する一定の機能を有していると考えられるとのことであります。</p>
<p>○ 現在避難生活を余儀なくされている双葉郡を中心とした神社の氏子の人々と子ども達が神社毎に一同に集って、それぞれのお祭りを行い、御神楽を発表し合うことが出来る共同の「子どものお祭り広場」の機能を付加していただくことを要望します。          現在、地域のお祭りが絶えてしまうことを憂い、離散した氏子の有志により復活した御神楽が各仮設住宅で細々と行われていますが、せめて故郷の神社に近い場所で地域の人々が集い、祭りが出来たら、と切望しております。          「子どものお祭り広場」に求められる機能          ・浜通りに犠牲者の慰霊とともに、福島未来を担う子どもたちが故郷へ愛着と誇りが持てる鎮守の森を造りたい。          懐かしい里山をイメージして県民による植樹(平成30年の植樹祭をにらみ)</p>	<p>○ ご提案の内容に関連して、提言書では、公園のあり方として、「ふくしまの自然、歴史、伝統文化等、ふくしまの魅力を共有することにより、未来に向けたふくしまへの想いを育む場となることが期待される。」と記載しております。          ○ なお、公園など公共施設に宗教施設を設けることは出来ませんが、ご提案の内容については、今後、公園の詳細な検討を進めていく中で参考とさせていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県の重要民俗無形文化財に指定されている「請戸の田植踊り」、「熊川の稚児鹿舞」の伝承は喫緊の課題であることから、民俗無形文化財の保護育成の観点から、子どもたちによる獅子神楽、田植え踊り、じゃんがら、盆踊り、民謡などの発表の場にしたい。</li> <li>・神楽舞の稽古、集会所、衣装や備品の保管場所、神楽の資料展示（写真、動画など）の機能をもつ建物が必要。</li> <li>・子ども相撲の土俵を整備して子どもたちの歓声がこだまする森にしたい。</li> <li>・祭りの縁日の風景（地域の特産品、農産物、露天が並ぶ市、恵比寿講、だるま市）を実現する。</li> <li>・廃炉作業に励む人たち、東京オリンピックに関わる選手関係者の憩いの森とする。</li> </ul>	
<p>○ 犠牲者慰霊碑の建立を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慰霊碑の建立については、東日本大震災の未曾有の大災害の犠牲者を追悼するとともに、この大震災の記憶を風化させることなく、美しい故郷を取り戻し、次世代に託すために必ず復興してみせると誓い合う象徴として、慰霊施設の整備は不可欠であります。</li> </ul>	<p>○ ご提案の内容に関連して、提言書では、公園のあり方として、「本公園は、犠牲者への追悼と鎮魂の中核的な場所として、今回の震災で失われたすべての生命へ想いを寄せ、復興を祈念する場として、多くの人々が集い、未来への希望をもたらす祈りの空間となることが求められる。」と記載しております。</p> <p>○ なお、公園など公共施設に宗教施設を設けることは出来ませんが、ご提案の内容については、今後、公園の詳細な検討を進めていく中で参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 福島県が音頭を取っての県内諸宗教合同での慰霊式典の開催を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慰霊式典については、福島県主催による県民を上げての慰霊祭として、県内の宗教代表が合同で慰霊を捧げる形式を取れば、憲法が定める政教分離原則に抵触することはないものと考えます</li> </ul>	<p>○ 公園における式典開催については、未定です。</p>